

## ＜民間交流事業への助成制度＞

県内に活動の拠点を置く民間団体・グループ（ただし、鳥取県が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人を除く）がカウンターパートとの渡航を伴う交流事業を行う場合の経費を対象に、同年度内1団体あたり、対象となる事業の回数を問わず200万円を上限（ただし、青少年事業の場合は300万円）とします。

助成対象経費は次表のとおりです。海外渡航費（補助率3分の1）及びその他の対象経費（補助率2分の1）の合計額となります。なお、県内発着便の空路・航路を利用する場合の補助率を3分の2に優遇しています。また、他助成との併用は認めませんが、助成対象費目が明確に異なる場合は併用を認める場合があります。

海外渡航費	派遣事業) すべての海外渡航費が対象（補助率3分の1）になりますが、県内発着便の空路・航路を利用する場合に限り補助率を3分の2とします。
交通費	派遣事業) 渡航の際の日本国内移動費が対象となります。 受入事業) 申請団体が経費を負担する県内移動費が対象となります。 招へいする講師等の旅費も対象となりますが、事前準備や下見等に係る旅費は対象外とします。
滞在費 (宿泊料)	受入事業) 交流日数の範囲内（上限5日間）において、申請団体が経費を負担する交流相手方等の県内滞在費実費（一泊上限8,200円）が対象となります。 ホームステイ家庭への謝金も対象となります。
交流経費	派遣事業・受入事業共通) 謝金（1事業につき10万円かつ1万円/人・日を上限とする） 受入事業) 当日会場使用料（1事業につき10万円を上限とする）
その他	申請事業への参加のために新たにパスポートを取得する場合、1人あたり6千円を助成額に上乗せします。

※ 助成の対象となるのは、県内に拠点を置く申請団体の構成員、県内に居住されている方、県内の事業所・学校等に在籍されている方です。

※ 団体の構成員が経営する会社に支出する際は、他の業者から相見積もりを採るなど、公平性、透明性を図ること。

※ 助成金の受入にあたっては、団体の公正な経理が担保できるよう個人口座ではなく、団体が開設する口座を指定すること。

### ◆ 考慮いただきたいポイント ◆

- 国際交流及び協力の定着に向けた対策が考えられていること
- 青少年事業を主たる対象とする事業は、異文化理解や国際化への意識啓発をその目的とし事業内容に反映していること。
- 単に発表や展示、鑑賞や視察だけの事業ではなく、意見交換や交流試合など双方向的な交流の実態があり、かつ参加者の能動的な関わりがあること。
- 交流内容が具体的な商談等の商行為と一般に解される場合及び現地の状況視察のみを行う場合等、利益追求を目的とする活動は、助成対象となりません。

### Q & A

#### Q 民間交流事業は、いつまでに申請すればいいのですか？

A 原則として、事業を実施する月の3ヶ月前までに事前協議、2ヶ月前までに所定の申請書類を提出してください。助成金に係る要綱のほか、申請書類の様式は財団のホームページで閲覧、ダウンロードできます。  
(<https://www.torisakyu.or.jp/ja/1/koryu/99/>)

#### Q 今まで助成申請をしたことがなく書類作成にも自信がありません。このような団体でもできるでしょうか？

A まずは、ご計画の内容等について早めにご相談ください。自信のない団体には書類作成についてもお手伝いします。

#### Q 海外渡航費について、往路は県内便利用、復路は、県外便を利用します。補助率はどうなりますか？

A 県内発着便を利用した便だけが、3分の2の補助率となりますので、往路は補助率3分の2、復路は補助率3分の1となります。

## ＜海外教育旅行事業への助成制度＞

県内の幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校（準ずる課程のものを含む）が実施する海外への教育旅行（修学旅行、研修旅行等）について、本県の将来を担う児童・生徒の国際性豊かな資質の醸成と、空路航路における県内発着便の利用促進に資するものとして、経費の一部を助成します。助成額は児童・生徒1人につき基本額10,000円とし、県内発着便を利用する場合は、1人につき更に10,000円を上乗せします。

### Q & A

#### Q 海外教育旅行事業は、いつまでに申請すればいいのですか？

A 原則として、事業を実施する1ヶ月前までに所定の申請書類を提出してください。助成金に係る要綱のほか、申請書類の様式は財団のホームページで閲覧、ダウンロードできます。  
(<https://www.torisakyu.or.jp/ja/1/koryu/99/>)

#### Q 片道渡航費だけ、県内発着便を利用する場合も、助成額の上乗せはありますか？

A 片道だけの県内発着便利用の場合も、10,000円が上乗せされます。

お問い合わせは最寄りの財団事務所まで  
～ お気軽にお問い合わせください ～

公益財団法人鳥取県国際交流財団 本所

〒680-0846 鳥取市扇町21  
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)  
3階 TEL (0857)51-1165  
FAX (0857)51-1175  
E-mail/tict@torisakyu.or.jp  
利用時間/平日 9:00~18:00  
日曜 9:00~17:00  
(土・祝日・年末年始を除く)



倉吉事務所

〒682-0802 倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所別館内  
TEL (0858)23-5931  
FAX (0858)23-5932  
E-mail/tick@torisakyu.or.jp  
利用時間/8:30~17:15  
(土日・祝日・年末年始を除く)



米子事務所

〒683-0043 米子市末広町294  
米子コンパニオンセンター4階  
TEL (0859)34-5931  
FAX (0859)34-5955  
E-mail/ticy@torisakyu.or.jp  
利用時間/平日・日曜 9:00~17:30  
(土・祝日・年末年始を除く)



# 山陰・夢みなと博覧会 記念基金助成金のご案内



公益財団法人鳥取県国際交流財団

<https://www.torisakyu.or.jp/>